

(証券コード：9284)
2019年3月13日

投資主各位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル33階
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
執行役員 大竹喜久

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2019年3月27日（水曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人規約第17条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を下記のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第17条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：2019年3月28日（木曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所：東京都新宿区西新宿七丁目2番4号
新宿喜楓ビル4階「A P 西新宿」
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決 議 事 項
 - 第1号議案：規約一部変更の件
 - 第2号議案：執行役員1名選任の件
 - 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
 - 第4号議案：監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.canadiansolarinfra.com/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

(なお、本項において取り上げられている規約の条項号の番号については、変更案における条項号の番号を示すものとします。)

- (1) 法令番号を除き、年月日を和暦から西暦表記に変更するものです（第9条第1項及び第12条第1項）。
- (2) 本投資法人の第1期の営業期間の終了により、不要となった規定の削除を行うものです（第46条）。
- (3) 本投資法人の資産運用会社に対する報酬について、合併報酬に関する規定を新設する等所要の変更を行うものです（別紙4. 及び5. ）。
- (4) その他必要な字句の修正を行うものです（第47条第1号②）。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（招集）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、<u>平成31年</u>3月1日及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの3月1日及び同日以後遅滞なく招集する。なお、かかる定めに従い直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、第2項に定める公告を行うことを要しないものとする。</p> <p>2. ～3.（省略）</p>	<p>第9条（招集）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、<u>2019年</u>3月1日及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの3月1日及び同日以後遅滞なく招集する。なお、かかる定めに従い直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、第2項に定める公告を行うことを要しないものとする。</p> <p>2. ～3.（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第12条（基準日）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第1項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>平成30年</u>12月末日以後隔年ごとの12月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。かかる場合のほか、本投資法人は、投資主総会をその直前の決算期（第46条において定義する。以下同じ。）から3か月以内の日を投資主総会の日として開催する場合、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. （省略）</p>	<p>第12条（基準日）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第1項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>2018年</u>12月末日以後隔年ごとの12月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。かかる場合のほか、本投資法人は、投資主総会をその直前の決算期（第46条において定義する。以下同じ。）から3か月以内の日を投資主総会の日として開催する場合、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。</p> <p>2. （現行どおり）</p>
<p>第46条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成29年9月末日までとし、第2期営業期間は、平成29年10月1日から平成30年6月末日までとする。</u></p>	<p>第46条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年1月1日から6月末日まで、及び7月1日から12月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第47条（金銭の分配の方針）</p> <p>(1) ①（省略）</p> <p>② 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えて分配するものとする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、分配準備積立金、圧縮積立金、一時差異等調整引当額並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2)（省略）</p>	<p>第47条（金銭の分配の方針）</p> <p>(1) ①（現行どおり）</p> <p>② 本投資法人は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。以下本条において同じ。）を超えて分配するものとする。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りではなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、分配準備積立金、圧縮積立金、一時差異等調整積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2)（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬 1. ～ 3. (省略) (新設)</p> <p>4. 報酬の支払の時期 期中報酬は、対象となる決算期（中間決算を含む。）後、3か月以内。 取得報酬は、本投資法人が当該資産を取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）から1か月以内。 譲渡報酬は、本投資法人が当該資産を譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）から1か月以内。</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬 1. ～ 3. (現行どおり) 4. 合併報酬 <u>本投資法人と他の投資法人との間の新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。）（以下「合併」と総称する。）において、資産運用会社が当該他の投資法人の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合は、合併報酬として、合併の効力発生時において当該他の投資法人が保有していた対象資産（再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産をいう。）の当該合併の効力発生時における評価額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を1.0%とする。）を乗じて算出される金額（1円未満切捨）とする。</u></p> <p>5. 報酬の支払の時期 期中報酬は、対象となる決算期（中間決算を含む。）後、3か月以内。 取得報酬は、本投資法人が当該資産を取得した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）から1か月以内。 譲渡報酬は、本投資法人が当該資産を譲渡した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）から1か月以内。 <u>合併報酬は、合併の効力発生日から3か月以内。</u></p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員大竹喜久は、2019年5月18日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における執行役員の任期は、2019年5月19日から2021年3月31日までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2019年2月15日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
なか むら てつ や 中 村 哲 也 (1961年 3月26日)	1983年4月	武田薬品工業株式会社 入社
	1989年8月	山一証券株式会社 入社 国際金融部
	1993年9月	山一インターナショナル(アメリカ)インク 出向
	1998年2月	東京海上火災保険株式会社 入社 財務企画部
	1999年10月	シュワブ東京海上証券株式会社 出向 商品開発(株式)部長
	2002年4月	東京海上火災保険株式会社 金融開発部・不動産投資グループ課長(不動産企画統括)
	2003年2月	ミレア・リアルエステイトリスク・マネジメント株式会社 取締役
	2007年2月	株式会社イシン・ホテル・リート・マネジメント 入社 代表取締役社長
	2009年2月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社 入社 法人営業本部部長
	2015年9月	インターナショナル・ヘルスウエイ・コーポレーション(IHC) 入社
	2015年9月	IHC ジャパン・マネジメント株式会社 入社 取締役 事業企画部長
	2016年8月	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 入社 投資運用部長
	2016年9月	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 取締役
2018年12月	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 取締役副社長(投資運用統括)(現任)	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社の取締役副社長(投資運用統括)です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2019年5月19日から、本投資法人規約第22条第2項の定めにより、執行役員の任期が満了する時である2021年3月31日までとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2019年2月15日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
いし つか ひろ もと 石 塚 浩 基 (1960年 4月15日)	1983年4月	株式会社北海道拓殖銀行 入行 東京営業本部第二部
	1987年8月	同 国際部付 シカゴ大学ビジネススクール派遣
	1989年7月	同 築地支店
	1991年7月	同 ニューヨーク支店 コーポレート融資課 課長補佐
	1995年1月	同 ニューヨーク支店 コーポレート融資課長
	1996年7月	同 名古屋支店 外国為替課長
	1998年5月	東京電力株式会社 入社 燃料部 副長
	2002年7月	同 国際部付 東京三菱銀行出向 ストラクチャードファイナンス部 調査役
	2004年7月	同 事業開発部 課長
	2005年7月	同 関連事業部 課長
	2007年7月	同 グループ事業部 課長
	2011年7月	同 グループ事業部付 株式会社関電工 出向 新規事業部 部長
	2012年7月	株式会社関電工 入社 戦略事業本部 開発事業部長
	2017年7月	同 戦略事業本部 部長(リスク管理担当)(現任)
2018年12月	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社 投資運用部長(現任)	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社の投資運用部長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員高部道彦及び半田高史は、2019年5月18日をもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案における監督役員の任期は、2019年5月19日から2021年3月31日までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	
1	はん だ たか し 半 田 高 史 (1967年 2月9日)	1990年10月 1996年5月 1998年8月 2002年2月 2003年4月 2005年5月 2011年5月 2014年6月 2014年9月 2017年5月 2017年12月 2018年11月	アーサー・アンダーセン会計事務所（現 有限責任 あずさ監査法人） 公認会計士登録 アーサー・アンダーセン・バルセロナ事務所 マ ネージャー アーサー・アンダーセン・ロンドン事務所 シニ ア・マネージャー 有限責任 あずさ監査法人 シニア・マネージャー モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社 ヴァ イス・プレジデント ホワイトベア国際監査法人（現 Mazars WB 監査法 人）設立 法人代表（現任） 株式会社図研 監査役（現任） Mazars Carl パートナー（現任） カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督 役員（現任） Mazars FAS 株式会社 代表取締役（現任） 株式会社イデラキャピタルマネジメント 監査役 （現任）

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況	
2	いし い え り こ 石井絵梨子 (1981年 1月3日)	2004年10月 2004年10月 2007年12月 2010年5月 2011年2月 2016年4月 2016年7月 2017年10月 2018年6月 2018年12月 2019年1月	弁護士登録 森・濱田松本法律事務所 入所 金融庁総務企画局企業開示課 出向 専門官 米コロンビア大学ロースクール (LL. M.) 卒業 ニューヨーク州弁護士登録 慶應義塾大学法科大学院 非常勤講師 (非常勤) (現任) 新幸総合法律事務所 入所 パートナー (現任) 伊藤忠リート・マネジメント株式会社 コンプライ アンス委員会外部委員 (現任) 株式会社ソフィアホールディングス 取締役 (非常 勤) (現任) 株式会社スマートドライブ 監査役 (非常勤) (現 任) 株式会社日本クラウドキャピタル 監査役 (非常 勤) (現任)

- ・上記監督役員候補者兩名は、いずれも、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人の間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者半田高史は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第17条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

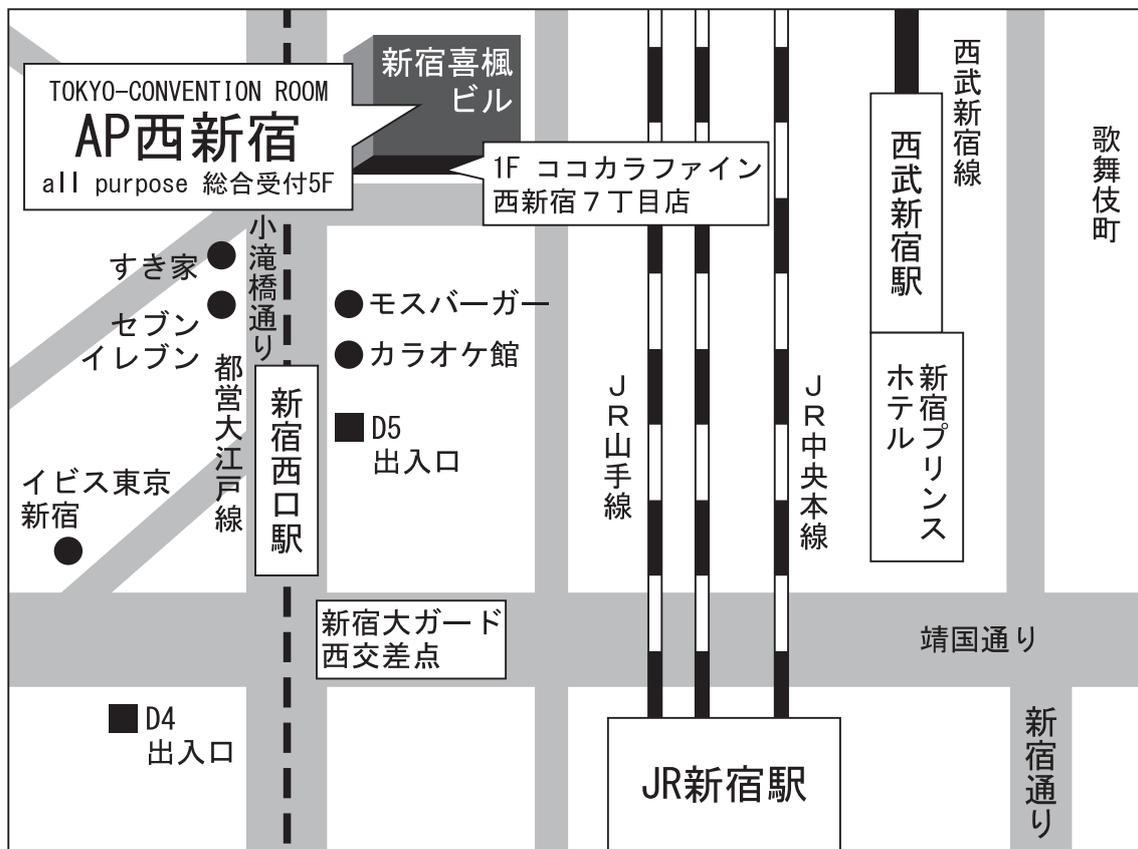
以 上

第2回投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿七丁目2番4号 新宿喜楓ビル
A P 西新宿 4階H+Iルーム

電 話：03-5348-6109

交 通：・JR「新宿駅」中央西口から徒歩6分
・小田急線／京王線「新宿駅」徒歩6分
・東京メトロ丸ノ内線／都営新宿線「新宿駅」徒歩6分
・都営大江戸線「新宿西口駅」D5出口徒歩1分
・西武新宿線「西武新宿駅」徒歩5分



お願い：会場には駐車場のご用意がございません。また、当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。